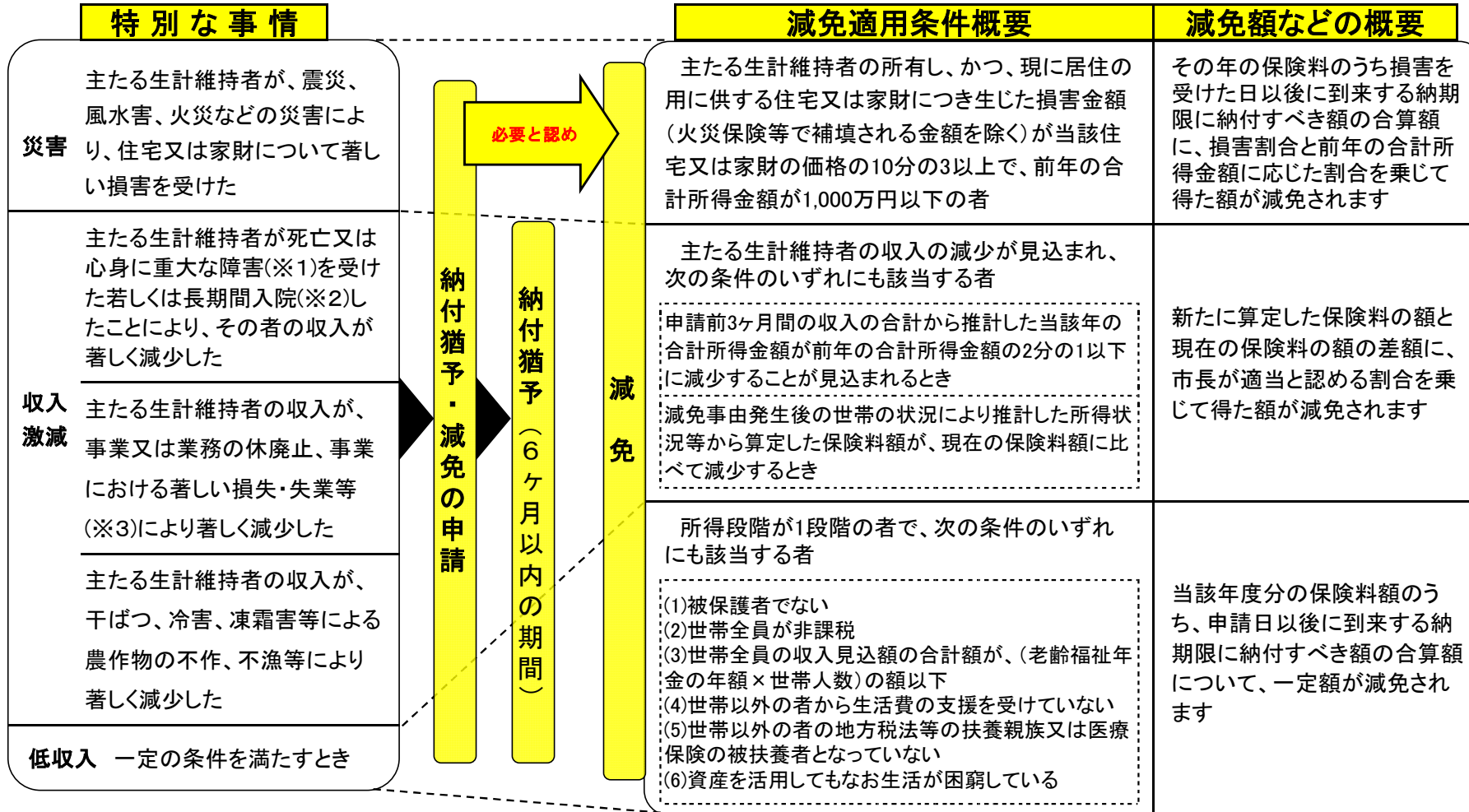


# ○介護保険料の減免制度について

介護保険料は、被保険者全員が、それぞれの所得の状況などに応じ負担しています。  
 しかし、震災・風水害・火災等の災害や本人又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」といいます)の死亡や長期入院による著しい収入の減少、生活困窮など、**特別な事情により、介護保険料の一部または全部を一時に納めることが困難な場合**、申請することによって、保険料の徴収猶予や減免を受けることができます場合があります。  
 申請に必要な書類など、詳しくは介護保険課介護保険料係までご相談ください。



(※1)「心身に重大な障害」とは、介護保険法第7条の規定による要介護者及び要支援者を除き、身体障害者手帳1級及び2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を新たに取得した場合をいう。  
 (※2)「長期間入院」とは、3か月以上の入院をいう。  
 (※3)「失業」とは、会社倒産又は会社が業績の回復をめざして行う人員整理により、本人の意思に反して解雇された場合をいう。ただし、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年退職、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇は除く。